

別表十三（八）の記載の仕方

この明細書は、技術研究組合が措置法第66条の10（
技術研究組合の所得の計算の特例）又は令和6年改正

前の措置法第66条の10（技術研究組合の所得の計算の
特例）の規定の適用を受ける場合に記載します。